



「第4期三鷹市介護保険事業計画(平成21年度)23年度(案)」にご意見をお寄せください

問 高齢者支援室 ☎内線 2684

介護保険制度がスタートして9年目を迎え、介護保険制度は介護を必要としている人の大きな支えとなっています。今後も高齢化が進む中で、介護サービスの充実と要支援・要介護とならないための対策が必要です。市では、第4期三鷹市介護保険事業計画について、医療・保健・福祉関係者、被保険者の代表などを委員とした三鷹市介護保険事業計画検討市民会議において、検討を重ね、「第4期三鷹市介護保険事業計画(平成21年度)23年度(案)」を策定しました。

1 計画の基本的な考え方

1 持続可能な介護保険制度の運営
介護保険制度を持続可能な制度とするためには、制度に対する市民の信頼が不可欠です。介護を必要としている人に、必要なサービスを提供するとともに、公平・公正な認定審査や介護給付の適正化などの介護保険制度の運営に努めます。

2 地域における支え合いの体制づくり

2 地域包括ケア体制の推進
地域における多様な生活ニーズへの確に対応するための、市民と行政が協働で支え合う、地域における、新たな支え合い(共助)の体制づくりを進めていきます。

地域ケア推進事業の全体的な展開と介護保険制度との有機的な連携を図るために、市や住民、関係機関・団体等が協力しあい、医療、介護・福祉の面から高齢者を包括的に支援する地域ケアの仕組みづくりを推進してまいります。

地域包括支援センターのさらなる機能強化の推進
地域包括支援センターの周知の徹底を図ります。
介護予防事業・高齢者虐待防止・権利擁護事業等への一層の対応を図ります。
圏域を超えたネットワークづくりを充実していくとともに、地域包括支援センター相互の連携強化を推進してまいります。

3 介護予防の推進

特定高齢者の把握に努め、介護予防事業に結びつけていくための取り組みを推進します。
要支援1・2や要介護1程度までの軽度者を

対象とした、継続的・効果的な介護予防サービスの提供を通して、生活機能の低下や重度化を予防してまいります。

2 計画の基本方針

第4期事業計画における4つの基本方針及び13の重点課題を以下のとおり設定します。

1 利用しやすい介護保険制度の運営

介護が必要になっても地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質と量の確保に努めます。また、介護保険事業を円滑に運営するために、認定審査・介護給付の適正化、権利擁護・虐待防止などを進めます。

2 地域包括ケア体制の強化

市や住民、関係機関・団体等のネットワーク化による、地域の住民が地域の住民を見守り支え合う仕組みづくり(地域ケア推進事業)を推進するとともに、介護保険制度との有機的な連携を図ります。

3 認知症高齢者支援の推進

特定高齢者を対象とした「地域支援事業」を積極的に実施するとともに、軽度の要介護者を対象として、要介護状態の軽減、機能低下防止に適した効果的な「予防サービス」を進めます。

地域包括支援センターの機能強化
健康づくり・介護予防事業の推進
地域ケアの推進

3 認知症高齢者支援の推進

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加していくと予測されています。認知症になっても本人・家族が地域で安心して生活していく

ことができる体制づくりを進めます。相談体制の充実と認知症の予防、早期発見の推進
医療、介護・福祉、行政の関係機関の連携強化
認知症に対する普及、啓発、地域での支え合いの推進
4 健全な財政運営
計画期間中の被保険者数、認定者数、総給付費額等の具体的な推計を行い、健全な財政運営に努めます。また、利用者負担の軽減や、所得に配慮した保険料の軽減などの継続実施について検討してまいります。

「ご意見・ご要望などをお寄せください」

2月9日(月)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「子育て支援室」☎48-3852・✉kosodate@city.mitaka.tokyo.jpへ。

日 時	場 所
1月27日(火) 午後2時~3時30分	井の頭 コミュニティセンター本館
1月28日(水) 午後2時~3時30分	連雀 コミュニティセンター
1月29日(木) 午後2時~3時30分	大沢 コミュニティセンター
1月30日(金) 午後7時~8時30分	井口 コミュニティセンター
2月 1日(日) 午後2時~3時30分	牟礼 コミュニティセンター
2月 3日(火) 午後7時~8時30分	新川中原 コミュニティセンター
2月 4日(水) 午後7時~8時30分	三鷹駅前 コミュニティセンター

車での来場はご遠慮ください。



「三鷹市子育て支援ビジョン(案)」にご意見をお寄せください

問 子育て支援室 ☎内線 2672

「ご意見・ご要望などをお寄せください」

2月9日(月)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「子育て支援室」☎48-3852・✉kosodate@city.mitaka.tokyo.jpへ。

案の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、子育て支援室(市役所4階4番窓口) 相談・情報センター(市役所2階) 市民協働センター、市政窓口、のびのびひろば、すくすくひろばで配布しています。

「三鷹市子育て支援ビジョン」策定の趣旨と課題

三鷹市は次世代育成に向けて効果的に子育て支援施策を推進していくために、「子ども支援」「子育て支援」を重視するとともに、働く保護者と在宅子育て家庭の支援も視野に入れた政策を展開してきました。今後はさらに、地域や企業の役割と責任を明確にし、協働による地域の環境整備とその検証を含めた「未来への投資」を効果的に行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた総合的指針である「三鷹市子育て支援ビジョン」を策定します。

「三鷹市子育て支援ビジョン」の基本方針

「三鷹市子育て支援ビジョン」は、「三鷹市自治基本条例」と「三鷹市基本構想」および「第3次三鷹市基本計画(第2次改定)」が目指す「人間のあすへのまち」の実現に向けて、効果的に「未来への投資」を行う子育て支援施策の総合的指針として位置づけることとします。

「三鷹市子育て支援ビジョン」は、今後10年間で視野に入れた指針とし、主な対象を市内の出生前から就学前までの児童・保護者および学童保育所利用者としてします。また、「三鷹市次世代育成支援行動計画2010」後期計画の個別施策が目指す総合的方向性を示すものとするともに、「三鷹子ども憲章」および他の関連計画との整合性を図るものとします。

「三鷹市子育て支援ビジョン」が目指す子ども像

「三鷹子ども憲章」を根幹とし、「保育所保育指針」および「保育のガイドライン」で具体化している三鷹市の子育て支援環境が育む子どもの姿を描きます。

「夢を持ち、明日に向かって行動し友だちと共感できる子ども」
~心豊かな体験の中で、未来をつくりだす力と人間力の基礎を作る~

「未来への投資」による次世代育成に向けての方向性

- ビジョン1 多様な主体の参画と協働による子育て支援体制の整備**
地域の子育て支援環境の整備には、市民、住民協議会、NPO、民間事業者等地域における多様な主体の参画と協働が必要であるとともに、幅広い行政分野における横断的な取り組みが求められていることから、積極的な連携強化を図っていきます。
- ビジョン2 子育て生活を応援する在宅子育て支援**
家庭における子育て不安を解消し地域での在宅子育て支援を推進していく上では、保護者も協働の推進者となることが不可欠です。相談窓口の場を拡充し、必要な情報を効果的に提供していくとともに、保護者同士の交流やネットワーク化を推進していきます。
- ビジョン3 子どもの育ちを伸ばす施設保育支援**
高品質で効率的な保育所の運営を図るため、施設整備を含めての検証を行うとともに、公設公営保育所、公設民営保育所および民設民営保育所を含めてそれぞれの運営の特性を活かした役割分担の明確化を図ります。また、認定こども園を含むその他の保育環境の整備に積極的に取り組んでいきます。
- ビジョン4 学童保育所を中心とした子育て支援環境の充実**
就学後の学童保育環境の整備については、地域子どもクラブとの連携を含め、放課後の子どもの安全で安心な居場所づくり対策として包括的に取り組んでいきます。
- ビジョン5 子育て支援施策の質の向上を目指した検証・研究・研修の拡充**
「三鷹市子育て支援ビジョン」に基づき、子育て支援施策を推進するにあたっては、その質の維持・向上に向けた継続的な検証・研究・研修の拡充を図っていきます。